



令和 2 年 1 月 31 日

内閣府（防災担当）

「平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨（「平成 30 年 7 月豪雨」など梅雨前線等による一連の災害）による激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を 1 年間延長する政令が 1 月 28 日（火）に閣議決定され、本日（1 月 31 日（金））公布・施行されました。

I 政令の概要

平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨（「平成 30 年 7 月豪雨」など梅雨前線等による一連の災害）により被害を受けた中小企業に関する特別の助成として講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 12 条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を 1 年間延長し、令和 3 年 1 月 31 日までとします。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

II スケジュール

1 月 28 日（火） 閣議決定

1 月 31 日（金） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 大島、松葉

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

政令第十九号

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びに

これに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和二年一月三十一日」を「令和三年一月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第十二条第一項の政令で定める日の特例） 第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、<u>令和三年一月三十一日</u>とする。	（法第十二条第一項の政令で定める日の特例） 第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、<u>令和二年一月三十一日</u>とする。

(平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令)

(第12条) 中小企業に関する特別の助成

< 措置の概要 >

- 災害救助法が適用されている地域には、中小企業者が民間金融機関から借入れを行う際に、通常の保証とは別枠で100%を保証する「セーフティネット保証4号」を実施。

【通常の保証限度額】

最大2.8億円	・ 普通保証	2億円以内
	・ 無担保保証	8,000万円以内

+

【セーフティネット保証4号限度額】

最大2.8億円	・ 普通保証	2億円以内
	・ 無担保保証	8,000万円以内



< 激甚災害指定時の措置 >

- 激甚法による被災区域内に事業所を有する直接被害を受けた中小企業者が、事業の再建に必要な資金を借り入れる際に、通常の保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠で100%を保証する「災害関係保証」を適用する等。

(通常の保証及びセーフティネット保証に加えて、以下を保証。)

最大2.8億円	・ 普通保証	2億円以内
	・ 無担保保証	8,000万円以内

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。